

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第2.0版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人中西学園
②設置大学名称	名古屋外国語大学
③担当部署	庶務課
④問合せ先	shomu_gg@nufs.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2026年9月26日
⑥点検結果の公表日	2026年9月28日
⑦点検結果の掲載先URL	https://www.nufs.ac.jp/outline/disclosure/governancecode/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、教育理念は、大学ウェブサイト、学生便覧に掲載し、学生をはじめとするステークホルダーに対して明示している。 教育目的については、学則及び大学院学則に明示し公表している。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	各学部・学科、研究科において、三つの方針を定め、大学ウェブサイトで公表している。 また、科目ナンバリングの整備、カリキュラムマップの作成、シラバスの記載内容の点検・評価等により、学生が学びの道筋を理解しやすくなるよう努めている。 さらに、三つの方針の自己点検・評価に基づき、カリキュラムの見直し等を実施しており、教育の質の向上に継続的に取り組んでいる。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学校法人中西学園組織規程において、学長、副学長、学長特別補佐、学部長、研究科長の役割を明確にしている。 教授会及び研究科会議は、教育研究に関する重要事項を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べる機関と位置付けており、その権限と役割は、学則及び「教授会及び大学院研究科会議の学長意見聴取事項に関する要綱」に明記している。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	事務組織と教学関係の連携については、副学長等（教員）⇄部長（事務職員）の配置による教職協働体制を構築している。ほとんどの会議において事務職員がなんらかの形で出席しており、全学にかかる教学及び管理運営の重要事項を審議する大学評議會は、事務局がこれを担当し、大学事務局長をはじめ事務の部課長が列席し、必要に応じ資料説明等を行い、議事録を作成している。各種委員会においても事務を担当する事務部署が定められており、それぞれの委員会に属する教員と事務が連携して委員会の運営にあたっている。
実施項目 １－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	FD・SDに関する実施方針を定め、教職員の資質向上を図るための方策として、大学全体でファカルティ・ディベロップメント（FD）活動及びスタッフ・ディベロップメント（SD）活動を積極的に実施している。 FD委員会は、学長を委員長として教育職員、事務職員

	の区分なく、各部局・学科の代表者を委員とするとともに、準備作業を行う作業部会等を設置して、全学的な基本方針、年次計画を策定し、教育職員、事務職員の質的向上を図っている。
--	--

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	ポストグローバル時代の到来を展望しつつ、人材育成ヴィジョンのもとに、高等教育に必要と考える6つの領域を想定し、その領域の改革を骨子とする「NUFS Next 2028」（2024年度～2028年度）を策定し、アクションプランとしてこれを実行している。 毎年、学生に対する授業改善のためのアンケートや卒業生の就職先に対する就業状況アンケートを実施し、その結果を教育活動に反映させ、アクションプランの実現に役立てている。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	上述の「NUFS Next 2028」について、小項目ごとに、年次計画に対する「取組状況」「点検・評価」「次年度以降の課題及び改善事項」を記載する「自己点検・評価シート」を作成し、年度末に達成度を点検している。 最終的な点検は学長室会議が行い、達成度を5段階で評価し、その結果を自己点検・評価委員会、大学評議会、合同教授会で公表するとともに、全教職員に情報共有している。常に共通の目標に向けて、内部質保証のPDCAサイクルを回すための重要な役割を果たしている。 なお、進捗状況については、事業報告書として法人及び大学ウェブサイトに掲載している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	卓越した外国語運用能力を礎に、共感力と批判的思考力に優れ、ポストグローバル時代を逞しく生きるための高い知性、行動力、社会貢献の意識を身につけた『世界人材（World Human Resources）』を育成している。 また、大学院においては、地域の多様な社会人に対して学びの機会を提供するため、社会人特別入試や長期履修制度を整備し受入れを行っている。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	ワールドリベラルアーツセンターでは、教育研究活動を通して得た成果を地域社会に還元するための方途として、センターの理念に即した諸イベントを開催し、

	また、オープンカレッジ(公開講座)を開講している。 グローバル共生社会研究所では、多文化共生時代の地域創生に寄与する研究教育の活動拠点として、地域社会と密接に連携した研究教育を通じ、地域が直面する諸問題の解決を図ることを目的として、様々なイベントを開催している。 その他、現職英語教員を対象とした「英語教員ワークショップ」の実施や愛知県内の高校生を対象とした「知の探究講座」への参加など、「知の拠点」としての大学の役割を果たしている。
--	--

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	入学者受入れの方針に基づき、高等学校教育と大学教育との関連の認識を基本に海外帰国生徒、外国人留学生にも配慮し、世界人材の養成に向けて、幅広く多様な能力・資質を持つ学生を受け入れる学生募集、入学者選抜を実施している。 国際性については、外国人教員数は専任教員数156名(2025.6.1現在 助手18名を含む)のうち40名で全体の25.6%を占め、外国語学部には英語、フランス語、中国語の母語話者をそれぞれ6名、4名、3名配置し、他の3学部にも英語母語話者を全体で8名配置し、さらに、言語教育開発センターに英語の母語話者を5名配置して、外国語運用能力の向上と多言語・多文化理解による世界人材の育成を目指している。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員や評議員等への女性登用に配慮している。 現在は理事に1名、評議員に4名の女性が就任している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	高い倫理観と専門性を備えた理事を確保するため、選任基準を明確化し、独立した選任機関を通じて透明性の高いプロセスで選任している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	適正な手続きと議事録作成により運営の透明性を確保している。重要事項は事前に評議員会へ諮問・意見聴取を行い、適切な牽制と協働を図っている。

実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事が職務と法的責任を適切に果たせるよう、経営情報を適時に提供し、ガバナンスやコンプライアンス等に関する内外の研修機会を継続的に支援している。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監査の独立性と専門性を高めるため厳格な選任基準を設け、理事会から独立した評議員会の決議による選任を徹底している。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査の実効性を高めるため、監事・会計監査人・学内内部監査室の3者が相互に情報を交換し、密接に連携する体制を整備している。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が適切な監査を実施できるよう、経営情報への日常的アクセスを保障し、監査手法の高度化や法令改正等に対応するための研修参加を積極的に支援している。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	多角的な視点を反映するため、評議員の属性や構成割合を明確にしている。選任は評議員会自らの決議とし、特定の属性や年齢等への著しい偏りを防いでいる。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	適切な招集手続きと議事録作成により透明性を確保した運営を行っている。単なる承認機関に留まらず、重要事項の審議や意見具申を通じて建設的な牽制・協働体制を維持している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	建設的な審議を行うため、予算・決算、事業計画等の情報を事前に十分開示している。学校ガバナンスに関する理解を深める情報提供や研修を設けている。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	災害や不祥事などのリスク発生時に教育・研究活動を迅速に再開・継続できるよう、危機管理規程を整備・活用している。

実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	コンプライアンス規程を定め役員及び教職員へ法令順守の徹底を行い、万が一の役員の法令違反や不祥事発生時には、監事による是正請求や評議員による差止め請求等の自浄作用が直ちに作動する体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報公開規程を策定し、その規程に基づき情報公開を行い、社会に対する説明責任と適切な情報公開を実施している。また、中西学園の広報機関紙「Napre」を半期ごとに発刊し、中西学園の設置する学校及び法人の情報を広く公開している。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	大学ウェブサイト「情報公開」ページにおいて、学校教育法施行規則第172条の2（情報の公表）等による法令上の情報を公表している他、自主的な情報公開を行うなど、工夫に努めている。 また、私立学校法や各種通知等に基づく財務状況については、大学ウェブサイト「財務・経営」ページにおいて、財務諸表を解説とともに公開し、学外の方にも理解しやすいように便宜を図っている。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明